

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2008/1/9～2008/1/23 第 70 回委員会以降)

平成 20 年 1 月 9 日開催の第 70 回委員会以降、委員からのご意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2008/1/9～2008/1/23 第 70 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
933	今本博健氏	08/1/23	「上野遊水地の機能について」が寄せられました。別紙933-1をご参照下さい。
932	NPO 法人 伊賀・水と緑の会 森本博氏	08/1/22	「申入書」が寄せられました。別紙932-1をご参照下さい。
931	永末博幸氏	08/1/21	「第70回淀川流域委員会における論点に対する私見」が寄せられました。別紙931-1をご参照下さい。
930	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	08/1/18	「説明会・意見交換会の情報はなぜ公開されていないのか」が寄せられました。別紙930-1をご参照下さい。
929	今本博健氏	08/1/17	「治水からみた川上ダムの必要性について」が寄せられました。別紙929-1をご参照下さい。
928	宇治「防災を考える市民の会」梅原孝氏	08/1/16	「河川整備原案に対する質問及び意見」が寄せられました。別紙928-1をご参照下さい。
927	酒井隆氏	08/1/16	「国交省職員逮捕 贈収賄容疑！コンプライアンス（法令遵守）、アカンタビリティ（説明責任）を問う。河川改修事業を喰いものに～大臣会見「布村近畿地方整備局長が流域委員会に出席し、説明責任を」」が寄せられました。別紙927-1をご参照下さい。
926	佐川克弘氏	08/1/16	「完全に破綻した河川管理者の説明 =丹生ダム・異常渇水対策容量=」が寄せられました。別紙926-1をご参照下さい。
925	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	08/1/16	「第70回委員会審議 大戸川・天ヶ瀬ダム再開発事業についての質問・意見」が寄せられました。別紙925-1をご参照下さい。
924	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	08/1/16	「天ヶ瀬ダム1500m ³ /s放流に異議あり、1140m ³ /sへの低減を求めます」が寄せられました。別紙924-1をご参照下さい。
923	佐川克弘氏	08/1/15	「不必要な丹生ダム・異常渇水対策容量」が寄せられました。別紙923-1をご参照下さい。
922	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	08/1/2	「岩倉峡の流下能力について (改訂版)」が寄せられました。別紙922-1をご参照下さい。 ※このご意見は第70回委員会において掲載予定となっていたものです。掲載が遅れてしまいました事を心よりお詫び申し上げます。

上野遊水地の機能について

今本博健

遊水地は洪水の一部を遊水させて下流への流量を調節するものであり、調節効果は遊水地の容量および越流堤の高さと長さに支配される。これらの設定が不適切であれば、流量の調節量も小さくなり、遊水地はその機能を十分に発揮しないことになる。

河川管理者は、計画高水位を超えれば氾濫するとして、氾濫量が少なくなるように越流堤の高さと長さを決めようとしている。すなわち、検討ケースとして、

○対象洪水数 : 既往洪水の上位 10 洪水 (降雨量 319mm)

○越流堤の高さ : 4 ケース TP+135.0m(現計画相当) 135.9m 136.6m 137.1m

○越流堤の長さ : 4 ケース 100m(現計画相当) 200m 400m 1000m(地形上最大)

を選定し、対象洪水の氾濫量の合計を比較した結果、氾濫量が最も少ないのは越流堤の高さが 136.6m で、長さ 400m×4 の場合であるが、その場合でも岩倉地点での計画洪水のピーク流量を 3400m³/s から 2900m³/s にまでしか調節できず、2700m³/s にまで調節するには川上ダムが必要であると結論している。しかしこの検討は、越流堤の高さおよび長さを不必要に小さく限定することによって、遊水地の機能を十分に発揮しないようにしており、不適切といわざるを得ない。

以下では、越流堤の高さおよび長さについて不必要な限定をせず、上野遊水地により岩倉地点での計画洪水のピーク流量を自然流量以下にする可能性について検討をする。

まず、計画洪水のピーク流量 3400m³/s を自然状態の 2700m³/s に調節するには 700m³/s のカットが必要であるが、その可能性を検討する。

自由越流の単位幅当りの越流量 q は、大まかにいえば、越流水深 h と次の関係がある。

$$q = g^{1/2} h^{3/2}$$

ここに、 g は重力の加速度であり、エネルギー補正係数 α は簡単のため 1 としている。

これより、 $h=0.2\text{m}$ のとき $q=0.28\text{m}^2/\text{s}$ となるから、越流堤の長さを 700m とすれば、必要とされる 700m³/s はカットできることになる。遊水地の河川に面した部分の総延長は 4000m 以上であるから、すべてを越流堤とすればもっと小さな越流水深で所定のカットは可能となる。

つぎは必要量を貯めるに要する遊水地の容量である。第 69 回淀川水系流域委員会(H19.12.27)の審議資料 1-2-2 の図 2.4.2 によれば、計画洪水の流量が 2700m³/s を超えるのは約 3 時間であるから、超える分だけを貯めるとすれば、必要な容量は多めに見て約 500 万 m³ である。上野遊水地の総容量は約 900 万 m³ であるから、容量的には可能である。

以上の結果、上野遊水地により計画洪水を自然状態に調節することは十分に可能であることが確かめられ、川上ダムは不要ということになる。実際には不定流計算および水理模型実験による詳細な検討が必要であるが、上記の検討はかなりの余裕を見込んでおり、川上ダムが不要という結論は変わらない。なお、越流堤を長くした場合、それへの対策工事が増えることの危惧があるが、単位幅当りの越流量が小さいだけに越流水のエネルギーは小さく、対策工事は比較的容易である。なお、越流堤高を高くすれば、越流頻度は少なくなり、遊水地利用者の便益ともなる。

岩倉地点の水位・流量間の正確な関係が不明なため、所定の遊水ができない恐れがあるという問題がある。例えば、岩倉地点での流量観測を見ると、岩倉峡の粗度係数 n は 0.030 から 0.045

の間にあることは確かであるが、真値は依然として不明である。

これまでの検討では、上野地区が安全であるように n を最大限の 0.045 としていたが、もし真値が 0.030 であれば、流量を約 600m³/s 過小評価し、水位を約 1m 過大評価することになる。今回の検討では n として中央値の 0.0375 を用いており、こうした誤差は大幅に是正されているものの、なおいくばくかの誤差が残されている可能性がある。

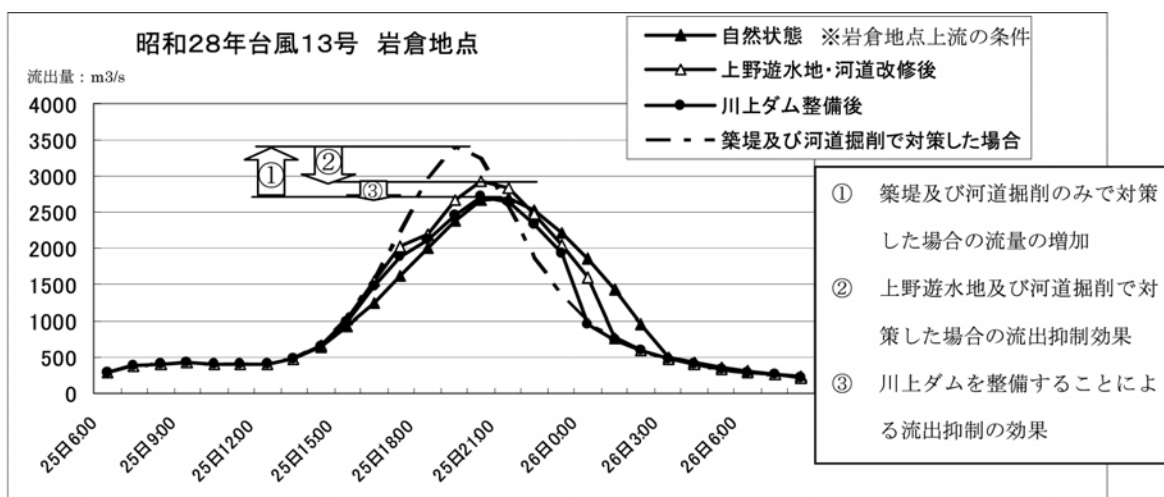
いま仮に真の n が想定した 0.0375 よりやや大きいとすれば、越流堤の高さが低すぎて想定以上の流量が遊水地に流れ込むことになるが、遊水地の容量にはかなりの余裕があるので、大した問題にはならない。問題なのは真の n が 0.0375 より小さい場合である。この場合、越流堤高が高すぎて所定の越流が行われなため、想定以上の流量が下流に流れることになる。この問題を解決するには、越流堤高をやや低めにしておく必要があるが、低くしすぎると遊水地の機能を大きく損なうことになる。

こうしたことを考慮して、越流堤の高をおよび長さについては、不定流計算や水理模型実験により慎重に検討する必要があるが、大まかな計算によれば、高さを先の計算結果よりさらに 0.1m 低くした TP+138.0m にしておけば、必要な調節は可能である。この場合、 n が想定通りであれば、遊水地の水位は越流堤高をやや超える可能性がある。しかし、遊水機能がまったく失われるわけではないので、それほど心配する必要はない。それでも心配ならば、越流堤の一部を可動式にすれば、調節はより万全なものとなる。河道の掘削においても遊水地の機能を損なわないように配慮するのは当然である。

以上のように、岩倉地点の水位・流量関係に若干の推定誤差があったとしても、計画洪水の岩倉地点の流量を自然流量以下にするには上野遊水地のみで十分可能であり、川上ダムの必要性はまったくない。

以上

参考図：淀川水系流域委員会第 69 回委員会 (H19. 12. 27) 審議資料 1-2-2 より



※自然状態：現在の河道整備状況でダム・遊水地の洪水調節施設が整備されていない状況

図 2.4.2 岩倉地点から下流への流出量（戦後最大洪水）

淀川水系流域委員会様

2008年1月22日
NPO法人 伊賀・水と緑の会
代表 森本 博

貴委員会のご熱心なご審議に敬意を表します。

この度、当会は三重県知事と伊賀市長に淀川水系河川整備計画(原案)についての地元知事・市長の意見書を科学的資料に基づき提出していただきたい旨、申し入れを1月21日に行いました。自然環境保全と治水・利水と代替案比較資料、既設ダムの長寿命化を川上ダムに求める科学的根拠、財政問題とアロケの決定事項などです。

淀川水系流域委員会でも審議の中心になりつつある川上ダムに於ける、自然環境重視と利水と治水の問題、財政投資なども質問しています。当会の素朴な質問と提案事項ですが淀川水系流域委員会審議のご参考にしていただければ幸いと考へ、三重県、伊賀市へ全文25ページを提出しましたうち、先に(12/3付)貴委員会への意見書としてお送りした資料を除いて送付させていただきます。

私たちは河川法改正の精神が生かされる河川整備計画策定を願いつつ、淀川水系流域委員会の審議を真剣に見守り、最終意見書の纏めに大きく期待しています。

どうぞよろしくお願ひ致します。

申 入 書

三重県知事 殿
伊賀市長 殿

平成 20 年 1 月 21 日
NPO 法人 伊賀・水と緑の会
理事長 森本 博

淀川水系河川整備計画原案への意見申し入れについて

標記について、国土交通省近畿河川整備局において、河川法の義務づけ「河川環境の整備と保全」「河川整備への住民意見の反映」に基づき諮問会議“淀川水系流域委員会”を設置し、多年にわたって、整備計画の策定段階から意見の公募・公開討論に取り組まれてきました。この方式は「淀川方式」として注目され広く社会的に評価を受け今日に至っています。しかし、淀川水系の源流部を有する、我が三重県ならびに伊賀市においては、河川整備計画原案を提示されたこの時点^ににおいても、自然環境整備や諸問題を認識されることなく、ダム建設ありきを固執して傍観的な姿勢にあるのは、自治体の首長としての責務が問われます。各首長におかれましては、すみやかに原案を精査検討して、各自治体の現状と将来展望を鑑みて真摯な意見を取りまとめ、河川整備計画原案に反映されるべく具申すべき必要があると申入れいたします。

我々 NPO 法人 伊賀・水と緑の会がまとめた意見・提案書を添付いたします。および、下記の事項について 2 月早々を目途に回答を、もしくは意見交換の場を設定していただきますよう申入れいたします。

記

- 1) 上野地区の浸水対策について、
 - 浸水被害が完全に解消される時期
 - 遊水地の完成時期
 - 岩倉峽の開削できる時期
- 2) 伊賀水道用水事業について
 - 県企業庁水道事業費と川上ダム水源負担費の伊賀市負担額
 - 水道料金の試算および伊賀市水道事業の収支計画
 - ダム水源とその他の水源案および自己水源整備の検討比較
- 3) 源流域の水源環境整備について、
 - 自治体としての整備計画
 - 河川整備計画への当会提案事項の申入れ
 - 多自然川づくりの取り組みと基本方針

◆ 川上ダム計画一利水代替案・3

NPO法人 伊賀・水と緑の会

◇ 伊賀水道用水の自己水源池保有の提案

候補地—上野新都市“ゆめぼりす伊賀”

資料別紙 ゆめぼりす伊賀全体計画図・街区詳細図

上野新都心は「住み」「働く」「学ぶ」「憩う」の複合機能を有した「人と自然と企業が調和した未来型都市の創造」を目指して開発されました。

周辺部は森林公園や緑豊かな自然が多く小高い丘にありますが、街区には未だ広大な未利用地があります。また住宅用地と産業用地を環境保全空間として計画された、小波田川は農業排水のたまりとかし、つつみは雑草が茂り放置されていて清掃管理ができない状況にあり、計画目的の憩いとやすらぎの自然景観を提供する空間とは、ほど遠い状態にあります。

- 水源 <補助水源-濁水時対策水源> をわざわざダムに求めることは、平成18年度公債費率16.1%の市にとって高額な事業費の負債と、さらにダムがもたらす河川環境の諸問題を長期的に負担することは、“自然と共生するうるおいのある街づくり”を目標とする行政と市民にとって重大な禍根を残します。

- よってダムに変わる“自己水源池の保有”を提案いたします。ゆめぼりす伊賀は、木津川取水口に近く産業用街区には水道用浄水場がまもなく完成いたします。公共用地を主体に貯水池建設が可能であり低コストで取得できます。

A. 小波田川・防災調整池および隣接公園施設 およそ15ha
水道用水確保のため貯水し水面をあげる。よって人と水とが接近することでより効果的なウォータープロムナードや水辺のふれあい公園、観察園として整備する。

概算貯水可能容量 250万㎡

B. フレッシュヒル（スポーツパーク）予定地 25ha
広大な敷地であり海洋スポーツやプールおよびその他のスポーツとあわせて利用可能である。

概算貯水可能容量 400万㎡

こうして公共が積極的に参加整備することで、街の発展を推し進め、水と緑の自然豊かな街として“ゆめぼりす伊賀”の価値を高めることができる。

◆ 既存ダムの長寿化 堆砂対策のローテーション

原案 既存ダムの堆砂対策を実施するにあたっては、当ダムの洪水調整容量と不特定容量の水位を下げて陸上掘削を行なう。実施は非洪水期とする。．．．．．とあります

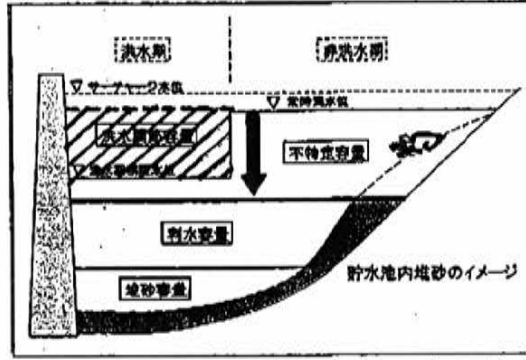
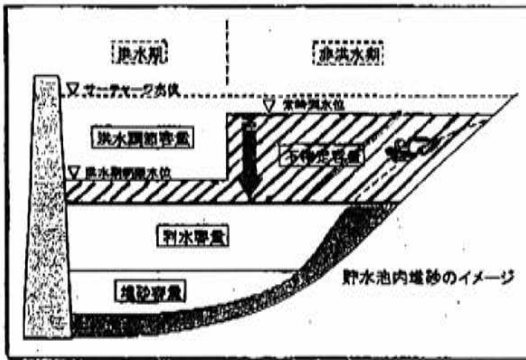
代替容量について、非洪水期であれば洪水調整容量の代替を求める必要はありませんので、不特定容量のみを代替容量として見込むことになります。

そのたの既存ダムも非洪水期において洪水調整容量は必要ないのでこの洪水調整容量を不特定容量の代替容量として利用することで、既存ダム群でローテーションが可能です。

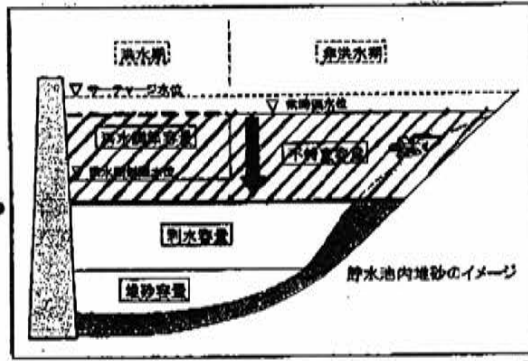
新規計画中の川上ダムに代替容量を見込む必要はありません。

河川管理者 一極型ローテーション

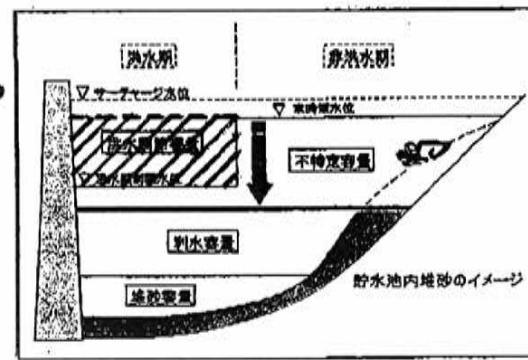
提案 分散型ローテーション (仮)



青蓮寺ダム 洪+不 800m^3
不のみ 430m^3



比奈知ダム 不 830m^3



布目ダム 洪+不 370m^3
不 270m^3

洪水調整容量 840m^3

分散容量 600m^3

②

洪水調整容量 900m^3

①

洪水調整容量 640m^3

分散容量 230m^3

③

川上ダム
既存ダムの長寿化
のための代替容量
 830m^3

分散型ローテーション

- ① 比奈知 → 青蓮寺+布目
- ② 青蓮寺 → 比奈知+布目
- ③ 布目 → 比奈知

◆ 既存ダムの長寿化

堆砂対策について

原案の対策は、既存ダムの機能保持を目的としたダムに堆積した土砂の排出方法であって、ダムが半永久的に利用可能とするかぎり、堆砂の排出も半永久的に継続して実施していかねばならない。

新規建設予定とされる川上ダムに代替容量を見込むとした河川管理者の原案は、初期投資もさることながら、半永久的に続けなければならない堆砂排出のランニングコストは莫大なものとなるであろう。

今、ダムの堆砂対策を問題視するならば、ダムに流入するを防止した根本的な堆砂対策を検討し基本的施策をまとめてその工夫を、新規ダムに講じる提案をするのが土木・ダム技術者の使命であり、かつもつとも誇りとするところではないのか。

土砂移動の連続性の確保について

原案 p44. 4・2・5 土砂 (1) 土砂移動の連続性の確保の検討について。

検討すると明記されています。が

川における土砂の連続的な移動は、水質の浄化および維持はもちろんのこと、水生生物の生態系環境を保持するにおいて、重要な要素であると認識された上でダムによる土砂移動の遮断は河川環境に多大な影響を及ぼす。との判断から検討が必要としたと受け止めています。また“魚道の確保”についても同様です。

しかしながら、本項の検討結果を得ずして新規ダム建設計画を進められ土砂移動ならびに魚道の遮断を実施されんとすることは、

河川整備計画基本方針および河川整備計画原案

ならびに策定にあたっての基本的な考え方における、

「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」

「川が川をつくる」

「川でなければできない利用、川にいかされた利用」

などの、基本的な精神に反するものと思われれます。速やかに検討を進められダム計画に反映すべきであると勘考いたします。中央官庁の偉大な技術集団に期待いたしております。

◆ 原案：源流域の水源保全と環境整備について

◇ 伊賀盆地は“自然の巨大な貯水池”です。

- 木津川の最深部源流域は伊賀盆地にあります。分水嶺からの源流は網の目のような無数の枝川・支川と森によって、清流となり溪谷を形づくりつつ、生態系に育みをもたらし人々に豊かな自然と恵を与えて、木津川と柘植川・服部川となり岩倉峡において合流し木津川本流となって、大河として滔々と流れ行く恵み豊かな水は枯れることはありません。

○ 河川計画基本方針において

水源から河口域まで一環した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたって目標を明確にして、河川の総合的保全と利用を図る。

かつ河川整備計画原案の策定にあたっての基本的な考え方では、「川が川をつくる」と明記されています。

- 川を形づくる源である水源地域の基本整備に関する事項を明確に記述していただきたい。当然ながら、洪水調整施設(ダム)は水源ではありません。伊賀盆地の全域が“自然の巨大な貯水池”であり、すなわち水源なのです。

しかし、人工林のみならず森林の放置、山村の過疎化、林業の衰退、源流河川の監理限界と崩壊、廃棄物の不法投棄などによって水源環境が悪化の一方にあります。

今この水源地域を官・行政と民間の三位一体となつての取り組みがもっとも急務とおもわれます。現状の把握と対策を検討され方針と基本的な考え方を示していただきたい。

○ 伊賀市環境保全都市宣言 (写)

平成 17 年 12 月 22 日

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに
 潤いのある暮らしができることを願っています。しかし、近年の社会経済活
 動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたら
 す一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻
 な影響をあたえています。私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる
 木津川の清流など、芭蕉も愛したかたがえのない伊賀の自然を守り、自然と
 共生するまちづくりを進めると共に、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を
 負っています。よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良
 好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、ここに、
 「環境保全都市」を宣言します。

◆ 水源環境機能の整備と保持の提案

◇ 水源保全地域の指定と自然環境の再生

● 源流域の森林状況と水源環境

川上ダム流域における森林率は86.3%です。伊賀市のその他の山間地もほぼ同様の状況にあります。昨今の社会状況の森林放置、山村の過疎化、高齢化、林業の衰退などの要因で山地の荒廃が進んでいます。また当地の河川は一級河川とはいえ河川環境の管理限界からか、荒れるまま放置されているのが現状です。すでに水環境の崩壊は始まっています。

今こそ、山地の安定と森林のもつ透水性や保水性および水量の平準化によって、森林と水の循環機能を回復して保全維持するための、水源保全地域を指定して規制と機能の回復と保全維持の施策を講じるべきと提案いたします。

森林を維持することで、その多様な効用は未来永劫に、あらゆる生態系および地域のみならず地球環境的にもかけがえのない財産となります。ダムは、はたしてかけがえのない財産となりうるでしょうか。

■ 自然環境再生への提案

自然再生推進法においてNPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業—自然再生事業—の推進を提案いたします。

○ 自然再生推進法とは

目的（第一条）

自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与。

自然再生とは（第二条）

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全・再生・創出・維持管理すること。

2008.1.22

第70回 淀川流域委員会における論点に対する私見

守山市勝部

永末 博幸

第70回流域委員会において、委員長は幾つかの論点をあげられました。このことに関して、少し私見を述べさせていただきます。

1. 整備計画の方向性はでているか

国交省の方向性は明確に出ていると思います。つまり、例えば大戸川ダム問題については、天ヶ瀬ダムと相まって、ダムによる洪水調節を行って流出量を抑制し、大戸川、瀬田川、宇治川および淀川の洪水流量を低減して治水効果をあげるとともに、併せて必要な箇所からの堤防強化を行う、というように・・・。

この方向性に対して流域委員会がどのように判断するかは流域委員会の問題です。

方向性ということに関して別なことを少し申し上げますと、以前に私が提出した「淀川流域委員会への期待」の中でも述べましたが、私は昭和40年代の頃から河川管理者として治水と環境との調和ということに悩んでいましたので、この流域委員会においてそのことが深く議論されること、そして何らかの方向性が示されることに大きな期待を持って見ていました。しかし流域委員会は設立早々にダムは造るべきではないと宣言し、以後は専らダムに代わる代替案についての限られた議論に終始し、治水と環境との調和という命題についてはなんら進展せず、いまやその機会を失ってしまったことが残念でならないのです。

ダム建設の可否は兎も角として、もっと真摯にダム問題と向き合っていれば、ダムと環境との調整はないのか、環境に配慮したダム構造は如何にすべきかなどなど治水と環境との調和についての議論がもっともっと深まったのではないかと思いますし、そうして欲しかったのです。

6年間という時間と経費と多大の労力をかけながら、そのような議論が全くされなかったことはまことにもったいない話だと思っています。

2. 両岸は同時に切れない

各委員がいろんな立場から B/C の数値で議論することには反対ですからそれについて異論はありませんが、事業者には決められた方法があつてそれに従つて B/C を出さなければならないことになっています。ただその出し方について個々に見ていくと、委員長の言われるようにおかしなことがいろいろとあります。

委員長は洪水時に両岸が同時に切れるとして B を出していることは過大で国民をだましているときつく指摘されましたが、最たるものはこの手法が人命を全くカウントしないマニュアルであるということでした。

とって、人命を軽く見たり、ないがしろにしている訳では決してないはずで

兩岸の堤防が同時に切れるという問題も同じようなことだと思います。

確かに河川工学的には兩岸が同時に切れることはないでしょう。しかしどちらが切れるかは判りません。この手法でも一洪水で兩岸が同時に切れることはありませんが、左岸が切れた場合、右岸が切れた場合のそれぞれの被害ポテンシャルを合算するという全国統一マニュアルによって B を算出し、B/C の全国的なバランスを見ようとしています。

そもそもこの手法は、事業の緊急性を査定するための内部的な手法であって真の B/C を算定するものではないと私は考えています。従って、たとえば洪水が氾濫して交通不能になったからといって流通経済的な損失など全く見ていないなど間接的被害はほとんど積算されません。つまり、正確な被害額という観点から見れば、氾濫域が市街地化されているほど積算被害額は過小評価になっています。そういう手法なのです。

予算配分などにおける優先順位付けなど相対的評価の手法としてはいいとしても、事業それ自身の絶対的経済評価をする手法ではないと思っています。

各委員の方がこの数値で議論はしないということは賢明なことだと思います。

3. 大戸川ダムは効果が小さく、限定的である

国交省は、今回、従来からの貯水型ダムに変えて流水型ダムを提案しました。しかも洪水時にはゲート操作をし、平常時にはゲートを開放して通常の河川のように流すという新しいタイプの流水型ダムです。

恐らく、洪水時の貯留効率を変えずに平常時には通常の河川機能がもてるということで、治水と環境との調和を考慮した提案であると思います。

こうした考えは、大戸川ダムが治水専用ダムに変更されたからできることでは、私は、そういう大戸川ダムの特性に応じて河川管理者が変更されたこの提案を高く評価します。

委員長は、大戸川ダムの効果は極めて小さく限定的であると言われるが、ダムの効果が大きい全量カットするような大規模施設を造らない限り、一つの施設では効果が小さいのもやむを得ないことです。

効果は幾分小さくとも環境への影響がより小さい施設を幾つか造ることによって、トータル的に環境に配慮しつつ治水効果をあげるという考えも一つの選択肢だと思います。

私が気になるのは、効果が小さいという理由に 2/33 の数値を持ち出していることです。

私たち河川管理（狭義）に携わったものは、99%の管理に成功しても1%失敗したら言い訳できないという信念で河川管理をやってきました。未経験者の方ならば兎も角、委員長にこのことを理解していただいていないことはまことに残念です。

33洪水のうち2洪水ぐらいいいじゃないかなどとは河川管理上到底考えられないことです。もしそのような事態になって万が一大きな被害が出ると、河川管理瑕疵が問われかねないし、第一、国民に対して申し開きができないと先輩に教えられてきました。

このことは、河川管理部門に携わっているものは誰もが常に思っていることです。

河川管理とはそういうものです。

だから、計画部門に対しては管理ができないような、あるいは極めて困難な管理を強いられるようないわゆる欠陥施設は造ってくれるなどいつも管理部門から計画部門にお願いしているところです。

予測できなかったことで結果的に失敗することはあったとしても、予め予測できていたことを棄却して安全度を落とすなんて許されないことだと思います。

もう一つ気になることは、「ダムは限定的」ということです。

ダムの議論になると必ずといっていいほど「限定的」ということが言われます。しかし、あらゆる施設はすべて限定的ではありませんか。

限定的でない施設をどのように想定しているのかは判りませんが、もしこれが堤防のことだとすれば、そこにも何か詭弁を感じます。すなわち、

木津川の堤防は木津川の洪水しか守れません。宇治川の洪水は守れないのです。そういう意味では、木津川の堤防も限定的です。

淀川の堤防も然りです。たとえ淀川の堤防がスーパー堤防になったとしても、宇治川の洪水は守れません。宇治川の洪水を堤防で守るとすれば、宇治川の堤防を強化するしかないのです。

つまり、堤防も限定的な効果しかないということです。

この場合において、宇治川堤防を強化するとき、宇治川に来る洪水が堤防を30cm越える規模の洪水であるか、100cm越える洪水であるかという洪水規模に関して、大戸川ダムが有るか、ないかが影響するのです。

防災とは限定的な施設を数多く整備することによって、はじめて、トータル的にあらゆる洪水に対して安全になるのです。

防災とはそういうものではないでしょうか。

4. 超過洪水への対応は充分か

計画規模（1/100～1/200）にも満足できない20年～30年計画段階において、超過洪水への対応としては安全に逃げるしかないのではないだろうか。

ハード的には対応できるわけがないので、ソフト対応を充実すべきだろうが、このこ

とについては原案にも情報基盤の整備、伝達、避難、復旧などについて記述されています。しかもソフト対応はケース・バイ・ケースで対応することになるので、現段階ではこれ以上のことは定量的には決められないと思います。

近い将来、確実に起こるであろうと予想されている南海・東南海地震の場合と同様に、洪水においても万が一の時の自助、共助、公助による対応が重要であると考えます。

どうもこの類の問題になると、「あらゆる洪水に対して切れない堤防を造る」という妄想が見え隠れします。今回もそれを想定してのことでしょうか。

あらゆる洪水に対しても切れない堤防ができていれば河川整備はもはや完了していることとなりますが、それは果たして何時のことか。

「堤防強化」さえすれば直ちに「あらゆる洪水に対しても切れない堤防ができる」、「だからダムは要らない」と短絡的に委員会が考えるとすれば、それこそ国民をだますこととなります。

このような「堤防強化」は、スーパー堤防しかないからですが、言うまでもなく時間がかかります。

だから、防災対策としては「通常の堤防強化」をしながら、ダムや遊水池、掘削や川幅拡大など他の施策も講じながら防災に努めるべきです。

ここで敢えて「通常の堤防強化」と言ったのは、どの程度の超過洪水を想定するかによって堤防補強の程度が違ってくるはずだからです。つまり、通常では、堤防強化するときは堤防を30cmを超える程度の洪水に対して安全な堤防構造とするか、50cmを超えても安全にするか、あるいは100cmを超えてもなお安全にするかの設計条件を決めます。その条件によって強化策の構造、費用、工期が大きく変わってくるからです。

もし50cmを超える程度の洪水を対象に強化したとしても100cmを超える洪水が来れば、それは新たな超過洪水になり安全であるかどうかは結果論でしか判りません。

あらゆる洪水が来ても安全な構造とは工学的にはどのようなことになるのだろうか。

もし、今後起こり得ないような規模の洪水を対象にしなければならぬとすれば、そのような計画論議はハード的にはもはや今後20～30年間の枠を越えた別の議論になります。そのように主張されている委員もおられます。

従って、あらゆる洪水に対して切れない堤防を速やかに造るなどという妄想を国民に与えて、だからダムは必要でないとするならば、それこそが国民をだますことになるのではありませんか。

私も昭和40年代前半の頃、あらゆる洪水に対して切れない河川をつくることを目的に、特に中小河川を河道掘削主体とした掘込河道をつくる施策に邁進したことがあります。

しかも少ない予算で如何に効率的に治水効果をあげるかということから、用地買収を極力少なくするために河川の直線化を図りました。

その当時も河川には治水、利水のほかに第3の機能があると言って、河川管理（狭義）においては環境にも配慮した管理事務を行っていました。

しかしながら、治水事業においては緊急に治水効果を上げるという施策からこのような事業が推進されました。

この掘込河道では、たとえ超過洪水が来ても氾濫はしますが破堤はしません。しかしこの河道は、後年、河川環境を破壊したとの誹りを招きました。

私が治水と環境との調和という命題に終始拘っているのも、こうした河道を今後どのように改善していけばよいのか、今後はどのように新たな治水事業を進めていけばよいのかが気になるからです。

環境に影響を与える事業など止めてしまえばよいと考えるのは、行政としては許されないことです。

環境という命題から逃げずに、環境とまともに向き合ったうえで、どのようにすればよいのかを見出すことこそ大切であると思っています。

少し横道にそれましたが、超過洪水への対応は、現整備段階以上の超過洪水が来たときに如何に安全に逃げるかをあらかじめ想定しておきながらハード的な整備を逐次進めていく、そして逃げる機会が少しでも少なくなるように、ステップ・バイ・ステップで施設整備を積み重ねていくことしかないと思っています。

5. 説明責任を果たしてきたか

河川管理者はかつてないほど多くの時間と費用と真摯な姿勢をもって委員会への、また住民への説明を行ってきました。

私は、既に、もう十分な説明責任を果たしていると思っています。

そもそも説明責任とは何でしょうか。すべての人が納得できなければ説明責任が果たされていないというのでしょうか。

フリー百科事典によれば、説明責任（Accountability）とは、政府・企業・団体などの社会に影響力を及ぼす組織で権限を行使する者が、株主や従業員といった直接的関係を持つものだけでなく、消費者、取引業者、銀行、地域住民など、間接的関わりをも持つ全ての人・組織（stakeholder、利害関係者）にその活動や権限行使の予定、内容、結果等の報告をする必要があるとする考えをいう、とあります。

また、次のような解説もあります。

政治家も選挙民から選ばれる。政治家がその政治活動や政治信条を選挙民に報告しないと選挙する方は何を基準に判断したらいいのか分からない。だから、政治家は自分を選んだ人に対し常に説明する責任がある。しかし、なんでもかんでも、説明責任を

押し付けて興味本位に特定の人をなじるのは品位もないし、魔女狩りのようなシステムを作り上げてしまうことにもなる。この言葉の概念は非常に重要で理解したいが、流行語のように連発して使う言葉ではないはず、というのです。

今回の整備計画原案では、冒頭に「本計画は20～30年間のすべての整備内容を盛り込んでいるものではなく、現時点で必要と考えるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等を踏まえて、整備内容を追加していくものとする。」

さらに、随時進捗状況を点検して必要に応じ見直しを行うが、「進捗状況の点検にあたっては淀川水系流域委員会の意見を聴く」とも書かれています。

もう十分ではないでしょうか。

整備計画の内容について流域委員会が納得できないからという理由では、説明責任を問うことはできません。

確かに、詳細な点については判らないこともありますが、それは今後も聞けばよいことです。

恐らく河川管理者としても今後調査したり、また検討しなければ今すぐに定量的には答えられないことがあるでしょうが、だからといって、それが説明責任を果たしていないとは言えないと思います。

要するに、河川管理者がどのような考えで向こう20年から30年の間の河川整備を行おうとしているかの意志と方向性を十分に説明しているかということです。

委員会がその意志と方向性に対してどう思うかを答申すればよいのではないのでしょうか。

6. 維持流量はどこまで削減できるか

維持流量は申すまでもなく河川の正常な機能を維持するための流量ですが、淀川においては昔から他の河川では見られないような大きな維持流量を持っている極めて貴重な河川です。

この維持流量によって、これまでの淀川が営々と保たれてきました。

その維持流量が少し減ったらどんな弊害があるかなどと問われても、定量的に説明できるわけではないでしょう。

私は、このような他の河川にはない多量の維持流量をできるだけ減らさないようにしようという姿勢こそが、河川管理者の環境に対する並々ならぬ決意ではないかと思っています。

だから、維持流量をどこまで減らしていいかなど判るわけもない。今の時点では、河川管理者のできるだけこの流量を守るという強い姿勢があるだけです。

飲み水もないほどの極限状態になれば、たとえ生態系がどのようになろうともすべてを飲み水に使うだろうし、維持流量などない事態が来るかも知れません。

維持流量を減らす話は、そのようなもっと周囲の状況が極限状態になってからのことだろうと思います。

そのような事態になるまでは、できるだけ既存の維持流量は守るという河川管理者の姿勢を支持します。

蛇足かも知れませんが、「異常渇水時までダムを造って大阪湾まで流さないといけいいのか」ということですが、わざわざそのためだけにダムを造るわけではないでしょうが、姉川の治水上、琵琶湖の環境上などから丹生ダムが必要であるならば、このダムをできるだけ有効に使うことは更に重要なことであり、その一環として異常渇水対策の機能を持たせようとした施策であると私は理解しています。

7. 速やかな治水対策のために

効果的な治水施設のことを考えれば、ダムほど効果的な施設はないと思います。すなわち、ダムという点の施設を整備することにより、線あるいは面の効果のある一定レベルまでは一気に高めることができるからです。

ただ近年のダム事業は昔と違って完成までに相当の日時を要しています。

機能的には、ダムという点の整備をすることですが、そのために水没地域や環境保全といった面の整備により多くの時間を費やしているからです。しかしこれは是非もないことですし、当然のことです。

それだけに、現在までに長い時間かけてダムの必要性を訴え、水没住民をはじめ多くの関係者に理解と協力をいただき、ようやく本来目的であるダムの本体に着手する段階になって、これを中止することほどもったいないというか、申し訳ないというか、情けない話はないと思っています。

私が今も行政の立場であれば、これから新たなダム事業に着手するということには正直言って二の足を踏みますが、淀川水系で現在施行中のダムはすべて永年にわたり努力を重ねてきて既に水没地の住民の移転も完了している程に成熟しているダムです。

今回の整備計画事業に関して市町村長から投書されているご意見を拝読すると、やはり行政を預かる責任者としては速やかな治水対策を望んでおられることがひしひしと伝わってきます。

環境問題を軽んじたりおろそかにする気など毛頭考えていませんが、これほどに成熟している事業は速やかに成就することが大切なことだと思いますし、行政の責務であるとも思っています。

既に門外漢になっている私がこんなことを言うのも変ですが、ダム建設反対の委員の方々、一般市民の方々、そしてマスコミの方々にはこのことを十分にご理解して頂きたいとお願いしたい心境であります。

以上

2008年1月17日

淀川水系流域委員会 様
国土交通省近畿地方整備局 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

説明会・意見交換会の情報はなぜ公開されていないのか

情報の公開は河川管理者と地域住民が認識を共有するうえで重要なものです。河川管理者は淀川水系河川整備計画の策定に向けて原案を流域委員会において審議する一方で地域住民への説明会を開催し、また関係市町村長の意見を聴取するための琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会を開催してきました。これらは河川法に基づく意見聴取であると考えられます。

しかし地域住民への説明会や意見交換会は、説明の不十分さと同時に質問に対する回答が意図的なすれ違い回答も含めて親切丁寧になされず、形式的できわめて不十分なものもあるといわざるを得ません。

説明会や意見交換会の説明資料は開催日時と場所によって異なっている状況もあります（宇治市においては10月25日の「淀川を考える会」と11月4日の「塔の島地区河川整備に関する意見交換会」では説明資料はまったく異なりました）。

そして一番重要なことは説明会や意見交換会でどのような意見が出されたのかということとその意見がどのように取り扱われているのかということで、地域住民の意見を河川整備計画に反映させる上で重視すべき問題です。

さてホームページにおける「河川管理者による意見をお聞きする取り組み【開催結果】」をみると、なぜという疑問に突き当たります。

地域住民への説明会・意見交換会をみると、開催されたものによっては、資料と報告が掲載されているのに、なぜか10月5日の大戸川 住民説明会（黄瀬大戸川ダム対策協議会）、10月30日の大戸川ダム 住民意見交換会（大津氏上田上市民センター）、11月4日の淀川 塔の島地区河川整備に関しての説明及び意見交換会（宇治公民館）、11月8日の淀川 住民説明会（淀生津地区公会堂）、11月14日の大戸川 住民意見交換会（大津市 コラボしが21）は、配布された資料と報告ともに未掲載です。

また自治体への説明では資料と報告ともに未記載です。そして資料に詳細と記してある場合も配布リストのみであって実際に配布された資料内容は掲載されていません。

また商工会議所や建設業協会などへの説明会は資料も報告も掲載されていません。

琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会は資料と報告が掲載されています。

大戸川ダムと宇治川塔の島地区の意見交換会が資料・報告ともに掲載されていない理由はなぜなのか、自治体への説明の資料と報告、商工会議所や建設業界などへの説明会の資料と報告が掲載されていないのはなぜなのでしょう。

これらは何ら隠すべきものでなく、配布された資料とともにそこで出された意見を知りあうことこそ河川整備について認識を共有する第一歩となるのではないのでしょうか。

以上

治水面からみた川上ダムの必要性について

今本博健

川上ダムの主要な目的の一つが治水である。第 69 回淀川水系流域委員会(H19. 12. 27)の資料 1-2-2「川上ダム建設事業について」では、治水上の四つの観点から川上ダムの必要性が説かれているが、同資料に示された解析結果を検討したところ、いずれの観点から見ても川上ダムの治水効果は「ない」あるいは「きわめて限定的」であり、治水面からは川上ダムは不要といえる。

①上野地区の治水への川上ダムの効果

昭和 28 年台風 13 号洪水(戦後最大)を対象とした流出解析によれば、岩倉地点でのピーク流量は 2700m³/s であり、築堤および河道掘削のみで対策した場合は 3400m³/s に増加するが、上野遊水地および河道掘削で対策した場合は 2900m³/s に抑制できるとなっている。この流量は上野地区に浸水被害が発生する 3100m³/s を下回っており、川上ダムによってさらに 2700m³/s に抑制する必要はまったくない。

河川管理者は、戦後最大を超える洪水に対して効果があるとして、ダムを必要と主張しているが、その効果は限定的なうえ、計画規模を超えれば激減する。戦後最大から計画規模までの超過洪水対策としてダムを必要とすることは説得性に欠ける。

したがって、川上ダムは上野地区の治水には不要である。

②岩倉地点からの流出量の抑制への川上ダムの効果

昭和 28 年台風 13 号洪水時に、上野地区の 540ha が浸水し、約 1610 万 m³ の容量が氾濫したことから、岩倉地点から下流への流出量を河川整備を行う以前の自然状態程度に抑制するには上野遊水地の約 900 万 m³ の容量のほかに約 700 万 m³ を貯留する必要があるとされている。

しかし、岩倉地点からの流出量を自然状態程度に抑制するには、同地点で 2700m³/s を超える流量分を貯留すればよいのであって、当時の氾濫量約 1610 万 m³ をすべて貯留する必要はない。すなわち、築堤および河道掘削のみで対策した場合の約 3 時間にわたる 2700m³/s を超える容量(最大超過流量 700m³/s)を貯留すればよく、おおよそ 500 万 m³ である。上野遊水地の容量は 900 万 m³ であるから、これだけで十分対応可能である。

問題はこのようなピークカットが技術的に可能かということであるが、遊水地の越流堤の高さおよび幅を適切に選べば十分に可能であり、場合によっては可動の越流堤とすれば確実に可能である。

したがって、川上ダムは岩倉地点からの流出量の抑制には不要である。

③中流木津川の治水への川上ダムの効果

戦後最大洪水が発生した場合、②に述べたように、川上ダムがなくても上野遊水地によって岩倉地点からの流出量は自然状態に抑制できるが、上野遊水地の機能をあえて低く設定したとしても、川上ダムがない場合の木津川のピーク流量は 5100m³/s であるから、木津川の最小流下能力の 4900m³/s(八幡地点)を上回るものの、八幡地点水位は計画高水位を 16cm 上回るだけであり、堤防

天端までは2m近くの余裕がある。川上ダムにより200m³/sを低減し、同地点の水位を計画高水位より2cm下回らせたとしても、破堤の危険性が格段に改善されるわけではない。

したがって、川上ダムは中流木津川の治水には不要である。

なお、木津川の堤防には砂分が多く、他地区に比べてより脆弱であり、計画高水位以下でも破堤する危険性が高い。このため、計画高水位を超えても破堤し難くする補強を最優先で実施すべきである。

④下流淀川の治水への川上ダムの効果

整備期間における中上流が戦後最大洪水を対象にしているのに対して、下流淀川はつねに計画規模の洪水を対象にしている。計画規模洪水があれば中上流の浸水被害はいたしかたないというのが「上下流のバランス」の論理である。

淀川下流についての計画洪水とされる昭和47年台風20号1.53倍が発生した場合、岩倉地点の流量は川上ダムの有無にかかわらず無害流量とされる3100m³/sを超え、上野地区は浸水することになる。淀川下流では、川上ダムにより枚方流量を11200m³/sから阪神西大阪線橋梁架替後の流下能力の10700m³/sに低減できるとされているが、橋梁により流下能力の小さな区間は高潮区間であり、そこでの堤防は三面コンクリート張りのうえ、洪水時の水位から堤防天端までにはかなりの余裕がある。この程度の効果は川上ダムを必要とする理由にはならない。

したがって、川上ダムは下流淀川の治水には不要である。

補足：計画高水位について

計画高水位は、計画高水流量の流下時の目標水位であって、既往最高水位や周辺の地盤高などを考慮して感覚的に定められたものが多く、特定の理論に基づいて一意的に決められたものではない。河川堤防や橋梁などは計画高水位を基準につくられており、計画高水位が歴史的意味のある重要な計画値であることは確かであるが、一つの「目標」に過ぎないことも事実である。

一方、河川堤防の高さは、計画高水位のうえに、洪水時の風浪・うねり・眺水等による一時的な水位上昇、洪水時の巡視や水防活動を実施する場合の安全性の確保、流木等の流下物等への対応を考慮した「余裕」や、地盤沈下や圧蜜沈下等による堤防の低下を考慮した「余盛」を加えたものとされるので、洪水水位が計画高水位を超えたからといって、破堤の危険性は増すものの、直ちに破堤するというものではない。

したがって、計画洪水が計画高水位をわずかに超えることをもってダムを必要とすることは必ずしも適切ではない。現実の河川堤防は計画高水位以下でも破堤する可能性のあることを考慮すると、掘削や拡幅あるいは堤防補強により堤防への信頼性を高めることを優先すべきである。

計画洪水が計画高水位を超えないようにダムにより洪水流量を調節したとしても、計画を超える洪水が発生すれば計画高水位を超える。護岸の高さを計画高水位以下に限定してきたこれまでの方式は、洪水を安全に流すという堤防の本質的な機能への配慮を欠いており、早急に改める必要がある。

侵食に対する堤防補強も、計画高水位以下に限定せず、天端までを対象とすべきである。

近畿地方整備局 様
淀川水系流域委員会 様

08/01/16 宇治「防災を考える市民の会」 梅原 孝

河川整備原案に対する質問及び意見

- 1、 質問回答・No.1415 への再質問 天ヶ瀬ダム再開発に伴う事業負担は、京都と大阪のみですが、再開発で最大の恩恵を受ける滋賀県がなぜ1円の負担もないのですか。
- 2、 質問回答・No.1228 への再質問 天ヶ瀬ダム再開発事業費は、330億円が430億円と100億円の増になるとのことですが、瀬田川改修費35億円、鹿跳び橋付近のバイパストンネル130億円、塔の島付近改修費91億円、槇島堤防などの強化費用25億円などの事業費の増減及び負担割合と負担金についてもお示しください。
- 3、 質問回答・No.1415 への再質問 第69回委員会審議資料で天ヶ瀬ダム再開発事業費の利水分について京都府8.8%、関電2.1%と回答されています。なぜ0.9ト/sの京都府が8.8%(38億円)で190ト/sの関電が2.1%(9億円)の負担になるのでしょうか。
- 4、 質問回答・No.1408 への再質問 流入量に対してどのように対処するのかが計画ではないのでしょうか。計画の大前提となる流入量の算出根拠は当然示すべきで、「個々に対応」で済ませるような問題ではないものです。流出係数等を公表してください。
- 5、 質問回答・No.1419 への再質問 左岸トンネルには、京都府の府営水の取水トンネルもあるのではないのでしょうか。
- 6、 質問回答・No.1411 への再質問 低周波音対策は、重大な問題です。「限られた期間での変化(現行で11日が開発後は8日になる。)」と回答されていますが、周辺では頻繁にがけ崩れも起こっています。「現在、模型実験で調査している。調査結果は数年後に出る。」とのことですが、方針決定までに対策も含めて示したうえで判断すべきです。見切り発車は絶対に止めてください。
- 7、 質問回答・No.1418 への再質問 天ヶ瀬ダムの放流能力について、再開発事業の概要パンフ(琵琶湖工事事務所発行)等では、コンジットゲート三門では計画最大放流量は840ト/sですが能力は1100ト/sとなっています。流域治水に対しては430億円もかけて日本一の放水路トンネルをつくらなくても現行で充分対応できるのではないのですか。
- 8、 第69回委員会審議資料 別添資料2-2 (3) 宇治川に対する効果について天ヶ瀬ダム再開発の無、大戸川ダム無の場合は、被害額：約1,100億円、浸水面積：約700ha、浸水戸数：約8,000戸で、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム完成後は、いずれも0になるとの説明ですが、再開発がなければ天ヶ瀬ダムからは900ト/sしか放流できず、開発後は後期放流では1,500ト/sの放流になります。放流量が増える方が被害が0になるとは。理解できません。詳細な説明をお願いします。また天ヶ瀬再開発、大戸川ダムそれぞれの有る無しでも説明してください。

以 上

**国交省職員逮捕 贈収賄容疑！
コンプライアンス（法令遵守）、アカウンタビリティ（説明責任）を問う。
河川改修事業を喰いものに～大臣会見
「布村近畿地方整備局長が流域委員会に出席し、説明責任を」**

平成20年1月15日（火）国土交通省冬柴大臣会見要旨（国交省ホームページ参照）及び1月14日近畿地方整備局記者発表資料。「兵庫県豊岡河川国道事務所職員が収賄容疑で逮捕されたことについて」布村近畿地方整備局長コメント（近畿地方整備局ホームページ参照）。

NHKテレビ等新聞各紙によると1級河川円山川が平成16年10月20日に破堤して大氾濫を起こし甚大な被害をもたらした事案等。

「災害復旧工事事業費900億を投じてやっているのに、そういうものを食い物にしたとしたら本当に許されないことだ。（大臣会見1部抜粋）」

マスコミ報道によると、当該職員の個人口座に5000万円前後の金の出入りがある等とされている。

「現時点では詳細な事実関係が不明であるが、国土交通省近畿整備局の所管事業に係わる工事を担当していた職員が逮捕されたことは、大変遺憾なことであると考えている。今後、事実関係について確認のうえ、厳正かつ適正に対処してまいりたい。（整備局長コメント）」

このようなことが近畿地方整備局のみならず全国の河川整備計画事業であるとするれば国民に対する背信行為である。国の予算、税金の私物化であり、許されることではない。もっと根深いものがあるのか、事実関係の精査と河川整備計画事業費の見直しを可及的速やかに実行し、大臣を含む責任者及び関係者の処分を行うことである。説明責任を問う。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

■国土交通省ホームページ

冬柴大臣会見要旨（平成20年1月15日 9:55～10:05 国土交通省会見室にて）

【質疑応答】

- (問) 先週、国会で最大の焦点となっていました新テロ特措法が成立しました。これで、ねじれ国会における与野党の攻防の焦点は、3月末に期限が切れる道路特定財源の暫定税率の維持になるわけですが、通常国会が18日に突入するにあたり、大臣のご所見をお願いできますでしょうか。
- (答) 道路整備の必要性につきましては、これまでも再三申し上げてきているとおりでして、地方や都市を問わず、依然として高いのが現状です。道路というと高速道路の整備だけがイメージされますけれども、現実には、例えば、開かずの踏切や子供達の通学路で歩車道の区別がないような道が4万4千kmもあり、そういうものを早急に改善しなければならないという問題も道路の問題です。あるいは、国民が望んでいらっしゃる高速道路料金の値下げも道路の問題です。それらを包括して道路特定財源は必要であると私どもが申し上げているとおりです。次期通常国会に提出を予定している財源特例法、租税特別措置法など道路特定財源の関連法案が3月31日までに成立せず、暫定税率が廃止されたということを考えますと、恐ろしいことが起こるわけです。国で約1.7兆円、地方で約9千億円、合わせて約2兆6千億円が減収になってしまいます。本年4月以降、国の直轄事業あるいは補助事業について、新規事業はもちろん、継続中の事業も中止するか、大幅に遅延せざるを得ない状況に追い込まれるわけです。それは、地方や現場で道路を待ち望んでいる多くの方々にとっては、大変予期しないことであろうと思います。また、地方におきましては、9千億円の減収が生じる以外に、地方道路整備臨時交付金が7千億円あります。そういうものも廃止されることになるために、合計で1兆6千億円の巨額の歳入欠陥が地方に生ずるわけです。そうすると各都道府県あるいは市町村における予算編成には支障が生じます。これは大変なことでありまして、各方面において多大な混乱が生ずることが危惧されています。私のところには、昨年早い時期ですが、1790名の市町村長さんが直筆で署名をした道路特定財源は維持すべきという署名が届いています。それが地方の願いであろうとは思いますが、したがって、国民の皆様が無用な不安や混乱をもたらさないためにも、道路特定財源については、特定財源として暫定税率の適用期限を延長することを強くお願いをしていく考えです。国土交通省としては18日に招集される次期通常国会のできるだけ早期に財源特例法の改正案を提出するとともに、同法を始めとする道路特定財源関連法案が一体として年度内に成立するよう努力していきます。国民の皆様方に対しましては、暫定税率を延長する趣旨や必要性について十分説明を行い、ご理解を得たいと思っています。
- (問) 兵庫県豊岡市の贈収賄事件に関して国土交通省の職員が逮捕されましたが、ご所感をお願いします。
- (答) 現時点で詳細な事実関係は不明ですが、国土交通省所管の事業に関わる工事を担当していた我が省の職員が逮捕されたということは、極めて遺憾なことです。本日に国民の皆様方に心からお詫びを申し上げなければならないと思います。今後どう

なるかということは別にして、逮捕されたということは捜査機関が相当な根拠を持って行動に出ているわけですから、私は心から国民の皆様にお詫びを申し上げたいと思います。ただ、どういう事実関係でどうだったかということはまだ不明ですので、今後、捜査も始まっていますので制約はありますが、我々として、できるだけの調査を行い、厳正かつ適正に対処しなければならないと考えています。

(問) 調査しているというのは、国土交通省として独自に事実関係を調べるということですか。

(答) そうです。捜査が入っていますので限界はありますが、できるだけのことはいたいと思っています。

(問) 現時点で詳細な事実関係はまだという話ですが、この逮捕された職員の疑いの中の一つに、3～4年前の台風23号の被害の河川復旧工事についても、疑われるような行為があったのではないのかという話があるようですが、特にその被災者というようなことも含めてのご所感をお願いします。

(答) 一級河川円山川が平成16年10月20日に破堤して大氾濫を起こしまして、私はその翌日だったと思いますけれども、現地に行きました。その破堤によって、公明党の豊岡市会議員の自宅が2階の天井まで冠水して、そこにお見舞いに行きましたけれども、大変な状態でした。彼の話によると、1階にいと水がどんどん上がってきて、これではだめだと思って2階に逃げると2階へもどんどん水が上がってきて、そして2階の窓から別棟の母屋の屋根をめがけて飛んで、その瓦にしがみついて助かった、本当に怖かったという話を聞きました。破堤したので水が急激に上がってきたということです。洪水の跡というのは墨のような真っ黒な泥で、そこら辺が真っ黒になるのです。そういう現場を見ており、それを復旧するために9百億円も事業費を投じてやっているの、そういうものをもし食い物にしたとしたら本当に許されないことだと思います。それが私どもの職員だということであれば、本当に申し訳ない。被害者の方々に対しても、国民に対しても本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいです。

(以上)

国土交通省近畿地方整備局
資料配付

配布 日時	平成20年1月14日 10時30分
----------	----------------------

件名	豊岡河川国道事務所職員の贈収賄事案について
----	-----------------------

概要	国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所職員が、収賄の容疑で1月14日兵庫県警によって逮捕された。
----	--

取扱	
----	--

同時 配布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 豊岡市政記者クラブ
----------	------------------------------------

問い合わせ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 (人事、服務関連) 総務部 津田人事計画官 酒井人事課長 岡田課長補佐 電話 06-6941-8304 (直通)</p> <p>(事業関連) 豊岡河川国道事務所 副所長(技術) 寺井善之 電話 0796-22-3126 (内線204)</p>
--------	---

豊岡河川国道事務所職員が収賄容疑で逮捕されたことについて

平成20年1月14日
近畿地方整備局

1. 事案の概要

国土交通省近畿地方整備局の所管事業に係る工事を担当していた豊岡河川国道事務所の職員が、収賄の容疑で1月14日に兵庫県警によって逮捕された。

2. 逮捕された職員

豊岡河川国道事務所 調査課 水防企画係長 ふじた ひろし
藤田 洋

(略歴)

生年月日	S36. 6. 16	(46歳)
経歴	S55. 4. 1	猪名川工事事務所調査課 採用
	H 5. 7. 1	姫路工事事務所河川管理第二課調整係主任
	H 7. 7. 16	豊岡工事事務所豊岡出張所技術係長
	H13. 4. 1	福知山工事事務所工務第一課工務係長
	H16. 4. 1	豊岡河川国道事務所調査課計画係長
	H17. 4. 1	豊岡河川国道事務所河川激甚災害対策推進室併任
	H18. 4. 1	豊岡河川国道事務所工務第一課工務係長 (河川激甚災害対策推進室併任 終了)
	H19. 4. 1	豊岡河川国道事務所調査課水防企画係長

3. 近畿地方整備局長のコメント

現時点では詳細な事実関係が不明であるが、国土交通省近畿地方整備局の所管事業に係る工事を担当していた職員が逮捕されたことは、大変遺憾なことであると考えている。今後、事実関係について確認のうえ、厳正かつ適正に対処してまいりたい。

4. 今後について

今回の事案については、警察に対して全面的に必要な協力を行いながら、捜査当局との連携を図りつつ、二度とこのような事態を招かないよう、必要な措置を厳正に講じていきたい。

ぬのむら
布村近畿地方整備局長コメント

現時点では詳細な事実関係が不明であるが、国土交通省近畿地方整備局の所管事業に係る工事を担当していた職員が逮捕されたことは、大変遺憾なことであると考えている。

今後、事実関係について確認のうえ、厳正かつ適正に対処してまいりたい。

(参考) 兵庫県警に逮捕された者

- ・平成20年1月14日(月)近畿地整・豊岡河川国道事務所
藤田 洋 ふじたひろし 調査課水防企画係長
(平成16年4月から平成19年3月まで、工事を担当)

2008. 1. 10

佐川克弘

完全に破綻した河川管理者の説明

＝丹生ダム・異常渇水対策容量＝

1. 9開催された第70回委員会までの河川管理者の説明は、完全に破綻しました。従って流域委員会は丹生ダム・異常渇水対策容量の確保を否認すべきです。河川管理者の説明が破綻したことを、下記の通り整理しました。内容をご確認の上、各位が正しい判断を下すことを切望します。

1) ダムに水を溜めても、溜めなくても断水日数は同じ。(意見書No. 916参照)

2) 河川維持用水

2-1) 過去に実施した維持用水削減実績

① S59～60 渇水＝大川で $20\text{ m}^3/\text{s}$ 以上ほぼ4ヶ月間削減。

② H6 渇水＝大川で30、神崎川で $5\text{ m}^3/\text{s}$ 削減。

※詳細は添付別紙の通りで、たまたま襲来した台風29号に救われて削減日数は14日間で収まった。

しかし河川管理者は、台風や秋雨前線に救われなければ、そのまま削減し続けることを覚悟していたと見られる。

2-2) 生態系

削減できないのは、大阪市内河川と淀川本川の生態系を守るためと「一般論」を述べるだけで具体的説明は一つもない。

2-1-①のケースでも魚類が壊死したことは確認されていない。

なお大阪市内河川に生息する魚類については第70回委員会参考資料1. No. 914を参照乞う。

3) 夜間断水

1/60確率の異常渇水において、いわば一生に1回あるかないかの異常渇水において夜間断水を絶対避けるべきとすれば、利水使用者に対する取水制限を撤回すべきだ。この場合琵琶湖の水位はBSL-150cmを割り込むことになるが、これは琵琶湖開発のルールに従って処理すればよい。元来琵琶湖開発は1/10の確率でBSL-150を割り込むことを前提にしていたのだから。

4) 取水制限の早期化

この問題については河川管理者の見解は正しいと思う。-60cmから取水制限すれば頻繁に“空振り”が増えるからだ。逆の例であるが、H6渇水において台風や秋雨前線による降雨が予知できれば、河川管理者は維持用水の50%削減に踏み切らなかったのではなかろうか。

しかし野村氏（関西のダムと水道を考える会代表）が提言しているように、取水制限をBSL-80cmからスタートすることは可能だと思う。

（第66回委員会参考資料1. No. 856参照）

河川管理者はこの野村氏の質問に対して「キチンとした回答」をしていない。実施可能と認めたくなかったと見なさざるを得ない。

5) 結論

河川管理者が「ご質問のケースの場合の琵琶湖最低水位は-1.4m程度になるのではないかと思います。」と、事実上認めた野村氏のシュミレーションを“本番”で実施すれば、異常渇水対策容量ナシでもBSL-150cmは回避できる。（意見書No. 889参照）

従って流域委員会は丹生ダムの異常渇水対策容量を否認すべきである。

なお谷本河川部長は、第68回委員会における約束（野村シュミレーションに対して「キチンと」回答するとの約束）を今もって果たしていないことを指摘しておく。

以上

H6における神崎川・大川の維持流量制限実績

単位：m³/S

	期 間	①日数	②制限量	③ (①×②)	制限開始日の水位
第1次	8.22~9.2	12	20	240	BSL-94
第2次	9.3~9.9	7	30	210	BSL-108
第3次	9.10~9.14	14	35	490	BSL-116
	9.19~9.26				
緩和	9.27~0.28	2	30	60	BSL-88
合 計				1,000	

(注)

- 1) 9/15~18は秋雨前線による降雨により制限を一時解除。
- 2) 9/29台風26号により制限を一時解除、10/4全面解除。
- 3) 制限量合計は(1,000×86,400=86,400,000)なので8千6百40万m³となり、この制限を実施しなかったら琵琶湖の水位はさらに13cm低下しBSL-136cmに達したことになる。

2008年1月16日

淀川水系流域委員会 様
国土交通省近畿地方整備局 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

第70回委員会審議

大戸川・天ヶ瀬ダム再開発事業についての質問・意見

質問1

第70回委員会審議資料1-1 スライド4で「大洪水時、宇治残流域は $240\text{ m}^3/\text{s}$ ではないのか?」に対して宇治残流域は $240\text{ m}^3/\text{s}$ であるとの回答を得ている(千代延委員)との発言があった。これはこれまで河川管理者が天ヶ瀬ダム下流の残流域の流出量は $300\text{ m}^3/\text{s}$ であると説明してきたことと異なります。

これまで残流域の流出量を $300\text{ m}^3/\text{s}$ としてきた根拠および今回の $240\text{ m}^3/\text{s}$ の根拠について明確に説明してください。

質問2

第70回委員会審議資料1-1 スライド5「図4 琵琶湖水位の時間変化の比較(昭和36年6月洪水のシュミレーション)」に対応した瀬田川洗堰地点及び天ヶ瀬ダム地点のハイドログラフを示してください。

質問3

第70回委員会補足資料その2「洪水規模と宇治川改修の関係について」において「図-2では、計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができませんが、将来において宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることができます。」とあります。

①「計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができず」とあるが、もう掘削したのですか、「できず」という言葉も過去形なのですが、言葉の間違いでしょうか。

②「計画断面」と「計画断面まで掘削した区間」について具体的に説明してください。

③「計画断面まで掘削」してなぜ計画流量を安全に流下させることができないのですか。

④「将来において宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることができます。」とありますが、「宇治川下流部及び淀川本川の改修」の具体的内容と、将来とはどの時点を意味しているのか、具体的に説

明してください。

⑤「計画流量を安全に流下させることができていない計画断面まで掘削した区間」が、「宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば」なぜ計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来るようになるのですか、具体的に説明してください。

質問 4

第 70 回委員会補足資料その 2「洪水規模と宇治川改修の関係について」図 2, 3 で河床掘削区間を 49.8k~51.8k としていますがこれまでの説明（第 64 回委員会審議資料 1-4-1、あるいは第 69 回委員会審議資料 1-3-3 別紙集その 4）では 49.8k~51.7k です。河床掘削区間を何時なぜ変更されたのか説明してください。

質問 4

第 70 回委員会補足資料その 2「洪水規模と宇治川改修の関係について」の図 2 において河床掘削範囲以外の 51.8k 地点上流で「整備計画 堤防—余裕高」のラインが 2000 m³/s 近くに上昇するのはなぜなのでしょう。また 52.2k の上流でも 1700 m³/s 近くまで上昇するのはなぜなのでしょう。

同時に図 3 でも「整備計画 堤防天端高」のラインは整備後のラインをしめしているのでしょうか、宇治橋上流で計画流量をクリアしないと読めるのですがどうなのでしょう。説明してください。

要請

千代延委員は、第 70 回委員会審議資料 1-1 のスライド 12（5313 型降雨の 1.0 倍時の水位[既設洪水調節施設 {現行操作・現行容量} と現況河道]、51.6k 地点で右岸越水、スライド 13（5313 型降雨の 1.0 倍時の水位[既設洪水調節施設 {現行操作・現行容量} と天ヶ瀬ダム再開発 {1140 m³/s 一定放流、2次調節 400 m³/s}、大戸川ダム整備、川上ダム整備、河道改修は桂川改修 {大下津地区引堤含む}、塔の島地区、名張川地区、上野地区を整備]、50.8k 地点で右岸越水し、H.W.L. を超過する区間は 50.0~51.2k に拡大する)でもって宇治川について河川整備後は現状よりも危険になる！という指摘と問題提起をおこなわれました。資料を読んでいてなんでこうなるのかと疑問に思っていたことが、やはりそういうことであつたのかと、理解できました。現況に比して整備後、H.W.L. を超える範囲が拡大するということはやはり問題といえます。

第 69 回委員会審議資料 1-4 は「各河川において、戦後最大洪水以外のパターンの洪水で、仮に戦後最大洪水の場合と同じ流量が生じた場合、必ずしも計画高水位以下で安全に流下できる保証はない。先に記した、本川及び支川流量が常に計画高水流

量の比率で分配されているという仮定に基づく水位と流量の関係を用いれば p 9 下段（宇治川）及び p 15 下段（桂川）のとおり一部区間で計画高水位を超過する）と記している。p 9 下段の「宇治川水位縦断図（河道改修；天ヶ瀬ダム再開発＋大戸川ダム＋川上ダム後）」を見れば、51.5 k から 42.0 k の間（44.0 k + 1000 ~ 45.5 k を除き）水位は H.W.L. を超過します。

計算の方法や、洪水パターンによって結果が異なるということなのであろうが、河川管理者もこうなるということだけでは不十分なのであって、どのように考えるべきなのか、どのように対処すべきものなのか、委員会で十分に審議・検討していただきたい。

以上

2008年1月16日

淀川水系流域委員会 様
国土交通省近畿地方整備局 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

天ヶ瀬ダム1500 m³/s放流に異議あり、1140 m³/s放流への低減を求めます

第70回委員会を傍聴して、感じたことは、議論がすっとんと腑に落ちないことです。ダムなどは程度の差はあれ効果があるのは当然のことです。問題はプラスの効果と同時に河川環境への影響などマイナスの効果についてどのように考えるのかであり、必要性、緊急性はどうか、同時に国民の血税を費やすということから費用面はどうか、他の方策がないのか、河川改修の方策を総合的に論じることが大切ではないのでしょうか。

大戸川ダムと下流の淀川の治水の関係が議論されましたが、その間の宇治川の治水と河川環境保全の議論はほとんどありません。大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発は関連させられているのであり、その効果と河川環境への影響について同時に議論することが必要ではないでしょうか。天ヶ瀬ダム再開発についてその規模・内容について既定のこととするのではなく、その必要性、緊急性について十分に審議ねがいたい。

私は、琵琶湖後期放流に対応する天ヶ瀬ダムの1500 m³/s放流に反対です。琵琶湖後期放流は琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減を目的としているが、後期放流量は大きければ大きいほど都合がよいというものであり、1500 m³/sという放流量の数値自体は下流の改修計画の流下能力以外に何らの根拠を持たないものです。したがって下流の流下能力等が琵琶湖後期放流の流量を規定すべきものであると考えます。

琵琶湖沿岸の浸水被害対策を検討する場合、「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」（平成15年12月 淀川水系流域委員会）の指摘を踏まえる必要があります。

意見書（琵琶湖部会）は、「琵琶湖の緩やかな水位上昇による湖岸域の洪水被害は主として田畑の冠水であり、人命への深刻な影響が危惧される流入河川の急激な氾濫洪水の場合とは別個に考える必要がある。この場合、浸水補償・移転促進・輪中堤建設・ピロテイー構造化等の方策の策定を、十分に検討すべきであり、また、浸水の可能性のある周辺農地を『遊水地』や野生生物の生息地として借り上げる等、積極的に活用する施策の検討をも行うべきである。その場合、農林行政での『水田の多目的機能』政策と連携することが必要である。」と述べています。

琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減の効果ある対策を検討した場合、

第一に、家屋に対して15戸の床下浸水があるといいますが、西の湖周辺の例を見てもそれぞれ経過を持っているのであって、15戸の床下浸水を軽減するために琵琶湖全体の水位を下げるという対策は理にかなわないことです。現地の人の話では「洪水時に水がついてもここが好きだからこの水辺に居住している」ということであり、平成7年5月洪水の後に建築された住宅は自ら家屋に1m程度の下駄を履かせて、浸水を避ける対策を講じています。小規模住宅に対する対策は、必要な場合、輪中などの対策が効果的です。さらにいうならば、浸水家屋を増加させないための土地利用の誘導が必要です。

第二に、浸水のほとんどは水田です。水稻の浸水に対して、琵琶湖総合開発事業で湖岸堤と合わせて14箇所の内水排除施設（内水排除機場）が設置されています。対象の流域面積は122.6k㎡で、排水ポンプの能力は30年に1回程度発生する大雨に対して、水稻の湛水被害がもっとも大きい穂バラミ期に、被害が最小となる湛水時間と湛水深の範囲で水を汲み出すことを考えて、ポンプの能力を決めています。一般的に1日半（36時間）以内に湛水深を30cmまで低下させると被害が少ないとされています。平成7年の洪水で、琵琶湖開発事業完了後はじめて、14箇所全ての内水排除施設を12日間動かして水を汲み出し、その結果、湛水時間が大幅に短縮され、その効果を発揮した。湖岸治水の効果により深水面積が従前の5分の1に軽減された。内水排除施設の効果で浸水時間が大幅に短縮された。

内水排除施設の設置場所は、国土交通省およびの農林水産省の内水排除の採択基準等を参考に次のように決めるとして、〈基準1〉30年の一度程度の大雨で琵琶湖水位がB.S.L.+0.8mとなったとき、湛水面積が30ha以上となる。〈基準2〉湛水面積のうち約1ha以上（田面積）の湛水深が30cm以上となる。〈基準3〉流域面積が3k㎡（300ha）以上の河川の流域です。

また内水排除施設の無い湖岸堤の樋門は、地盤が比較的高い地域にあり、操作する頻度は少ないが、琵琶湖の水位が内陸側の水位を上回り、琵琶湖の洪水が逆流してくる場合に操作する。しかし、一般的にはポンプ排水しないと内水位が高くなるので、このようなときは関係市町等が可搬式ポンプ等で内水排除されるよう期待しているということです（独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所のパンフレット「洪水被害を大きくしないために 内水排除施設の役割」および「琵琶湖周辺のために 琵琶湖治水」）。

また琵琶湖総合開発事業による内水排除施設（内水排水機場）以外にも干拓事業で設置された内水排水機場が設置されている。これらを見れば、水稻の浸水に対する対策はすでに講じられているのです。

水稻の場合、いかに速やかに湛水深を低減させるかが問題であり、琵琶湖全体の水位を下げることで、ポンプによる内水排除がもっとも効果的なのです。

こうした現状をふまえた時、莫大な費用を費やして天ヶ瀬ダムの放流能力を $1500\text{ m}^3/\text{s}$ まで増強する必要はありません。しかも下流の宇治川は塔の島地区において河川環境を保全しながら $1500\text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保する方策は現在のところ見出せていません。塔の島地区の $1500\text{ m}^3/\text{s}$ 改修は河川環境の破壊につながるので私たちは塔の島地区の治水と河川環境の保全をおこなうために、塔の島地区 $1200\text{ m}^3/\text{s}$ 改修を検討するよう提案しています。

$1500\text{ m}^3/\text{s}$ 放流は、計画規模洪水よりも高い水位で、塔の島地区では、H.W.L.目一杯の放流であり、しかも高水位の継続時間は8日間～10日間と、「宇治川の場合の最高水位での洪水継続時間は1時間と設定している」（受付番号1400に対する回答）との比較では192～240倍という長期間のものとなります。宇治市民として到底このような $1500\text{ m}^3/\text{s}$ 放流を納得することはできません。天ヶ瀬ダムの放流は、琵琶湖後期放流対応時も洪水対応時と同様に最高放流量を $1140\text{ m}^3/\text{s}$ に低減すべきであると考えます。委員会で十分審議していただくよう要請いたします。

以上

2008. 1. 11

佐川克弘

不必要な丹生ダム・異常渇水対策容量

1月10日付意見書「完全に破綻した河川管理者の説明＝丹生ダム・異常渇水対策容量」を補足説明します。

1) 「ダムあり」も「ダムなし」も夜間断水日数は同じ

河川管理者のシュミレーションの「ケース2」と「ケース4」との比較です。両者の比較表を下表に示します。

検討ケース	取水制限 開始水位	取水制限率 (%)	ダ ム	夜間断水 日数	琵琶湖の 最低水位
2	-90cm	-10	無	179	-155
	-110	-20			
4	-90	-10	有	179	-149
	-110	-20			

2) シュミレーションの河川維持用水削減量は甘い！

1. 10意見書で述べた通り、河川管理者が過去に実施した削減量（S59渇水の時
は $20\text{ m}^3/\text{s}$ 以上、H6渇水の時 $35\text{ m}^3/\text{s}$ ）に対して
検討ケース2も、検討ケース4も削減量は $14\text{ m}^3/\text{s}$ に過ぎないのです。1/60
という異常渇水対策としては甘すぎると言えましょう。

以上

＜ 岩倉峡の流下能力について ＞〔 改訂版 現版＝07・12・24 〕

2008年1月2日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

〔 この改訂版は現版において入力ミスが生じた為、修正したものである 〕

〔 はじめに 〕

長年にわたり、『岩倉峡流下能力の真実』は闇の中を浮遊してきたが、その原因は昭和28年8月15日「東近畿大豪雨水害」と40日後の「13号台風水害」への検証の甘さ、それに続く「河川管理の杜撰さ」や「全国総合開発」に群がった人々の「利権への思惑」などに求める事が出来よう。ただ、今はそれらを逐一挙げて、批判するつもりはない。淀川水系流域委員会がその闇へ一条の光を投げかけたからだ。

2005年「岩倉峡流下能力検討会」報告書が公表された。

全観測データの多くを捨て置いたトンデモナイ検討ではあったが、水理計算の核心となる粗度係数について『河川工学者としての立場からいえば、中央値としての $n=0.0375$ 程度を採用するのが適切と考える。』と結論づけたのであった。

〔 流下能力というものについて 〕

流下能力と言う概念には、ある河道において堤防高さ一杯に越えないで流れる「最大流量」と、破堤も起こさず安全に流れるであろうと「河川局が保障する？」ところの「無害流量」というものがある。〔治水経済マニュアル(案)参照〕

河道計画は「河川砂防技術基準」に則って検討される。河川施設である堤防などの構造は「河川管理施設等構造令」という政令で決められている。その内、堤防の余裕高さの基準については下表の通りである。

表 - 1

計画高水流量と堤防の余裕高さ	
計画高水流量	余裕高さ[m]
200 未満	0.6
200以上 500未満	0.8
500以上 2000未満	1.0
2000以上 5000未満	1.2
5000以上10000未満	1.5
10000以上	2.0

ところが木津川上流の「計画高水位」の設定がおかしい。横断測量図を見ると堤防の余裕高さは本来の1.2mを越え、2mほどの余裕があったりする。この「余裕高さ」というものが見込まれた水位を「計画高水位」(ハイウオーターレベル=HWL)と言っている。岩倉峡水位・流量観測所地点についても異常な設定であり、「山付部」であるからには訂正が必要であろう。上野遊水地及び周辺整備との関係から早期の整理が必要である。

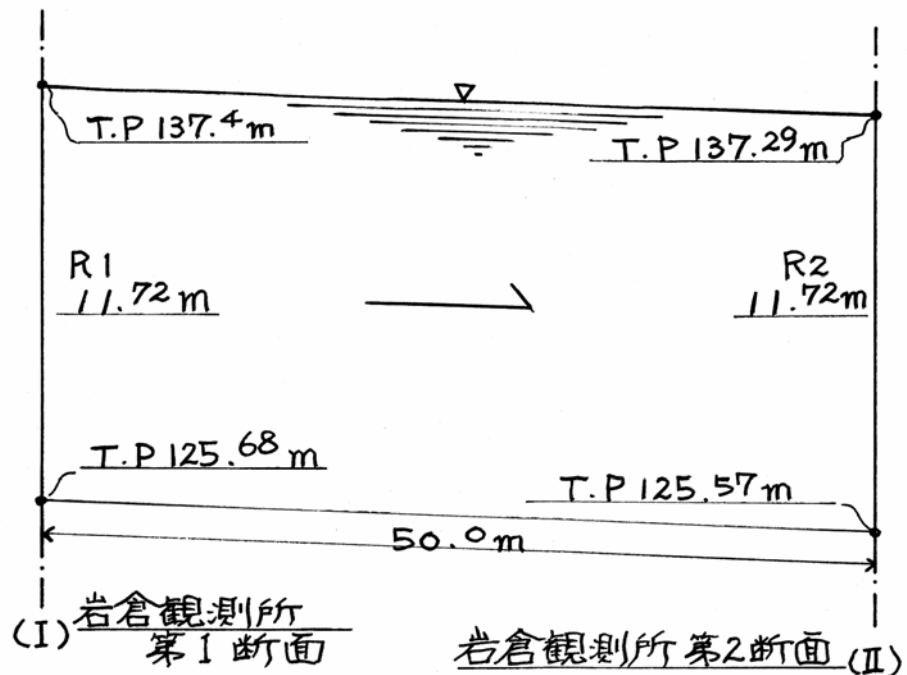
「無害流量」とするのは本来〔堤防天端高さ－余裕高さ〕である。この観点から次ページからの〔岩倉峡流下能力の計算〕においては、私が主張する〔堤防天端高さ

一余裕高さ」「無害流量流下能力」と近畿地整が主張する[計画高水位]「無害流量流下能力」の2つの計算を示す事とする。水理計算の核心である粗度係数については、最近になって筆者の質問に答え $n=0.037$ であることを明示したので、その数値を使い、平成14年度測量の岩倉観測所地点横断面図、H-Aテーブル表で検討するものである。

[岩倉峡流下能力の計算]

その1. [「堤防天端高さ一余裕高さ」無害流量]

図-1 流体縦断面模式図 (1)



岩倉観測所第1断面での堤防天端高さはT. P138. 6mであり、余裕高さを基準通り1. 2m差し引きT. P137. 4mを洪水流下水面とする。第2断面での天端は更に高い「山付部」であり、ここでは昭和 43 年以來の長い観測期間の中で、1, 000m³/Sを超える流量観測時の「水面勾配」のほぼ中間値 1/455を流体勾配として採用する為、T. P137. 29mを第2断面での洪水流下水面とした。1/455 \div 0. 0022であるので、 $(137. 4 - \chi) \div 50 = 0. 0022$ と式をたて、 $50 \times 0. 0022 = (137. 4 - \chi) \cdots \chi = (137. 4 - 0. 11) = 137. 29 \therefore$ 故に137. 29mとする。動水勾配 $I = 0. 0022$

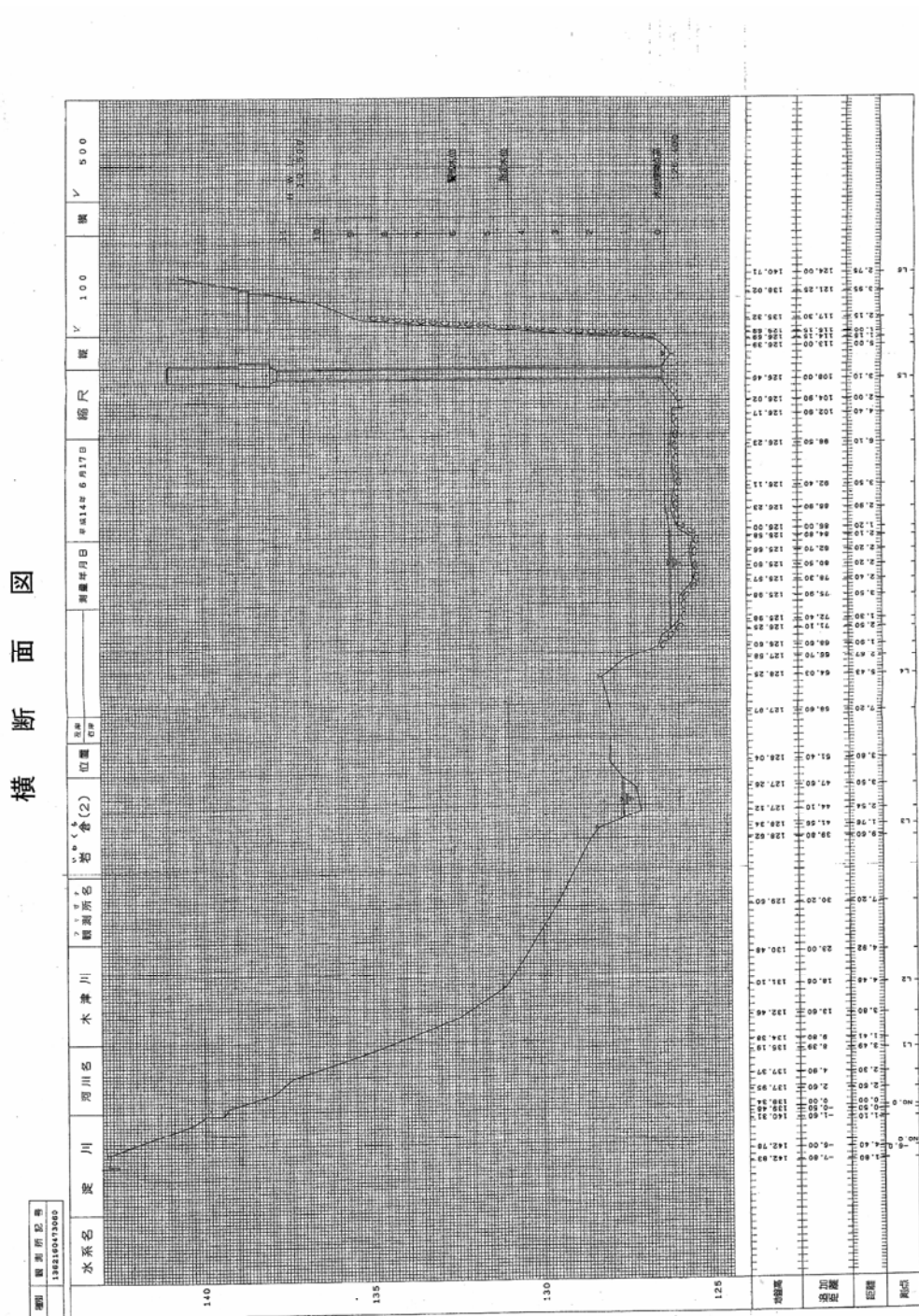
次ページに岩倉観測所第2断面の「横断面図」(平成14年6月17日測量)を示す。上記の洪水流下水面での断面積は、私の分析では1, 021. 3m²である。また潤辺長さは128. 7mとなる。ここにおいて径深 $R = 1, 021. 3 \div 128. 7 \div 7. 935$ である。

マンニングの公式 平均流速 $v = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

* 注:小文字分数は指数である*

$v = (1 \div 0.037) \times 7.935 \times 0.0022 \div 5.043 \text{ (m/s)}$
 $Q = 1,021.3 \times 5.043 \div 5,150 \text{ (m}^3\text{/s)}$ このように5,150m³/sも流れるのである。

図 -2 第2断面 横断測量図



[岩倉峡流下能力の計算]

その2. [近畿地整が主張する計画高水位での「無害流量」]
その計画高水位での2断面における横断面積を次の表に示す。

表 -2 H-A テーブル表 (H14)

* 岩倉観測所 *

第1断面

第2断面

4, 平成14年

標高H (T. P. m)	断面積A (m ²)	累加断面積A (m ²)
126.400	12.54	12.54
127.400	42.18	54.72
128.400	54.43	109.15
129.400	82.16	191.31
130.400	91.98	283.29
131.400	119.14	402.43
132.400	134.51	536.94
133.400	142.63	679.57
134.400	147.05	826.62
135.400	155.04	981.66
136.400	160.96	1142.62
136.590	31.01	1173.63
137.400	133.55	1307.18

4, 平成14年

標高H (T. P. m)	断面積A (m ²)	累加断面積A (m ²)
126.400	14.50	14.50
127.400	46.51	61.01
128.400	61.29	122.30
129.400	77.91	200.21
130.400	87.45	287.66
131.400	95.74	383.40
132.400	100.55	483.95
133.400	103.64	587.59
134.400	106.01	693.60
135.400	108.25	801.85
136.350	105.54	907.39
136.400	5.64	913.03
137.400	114.40	1027.43

*第2断面の零点高+10.5=136.9は管理上の値であり、整備計画には使用していません。

*整備計画上のHWLについては下記の通り求めています。

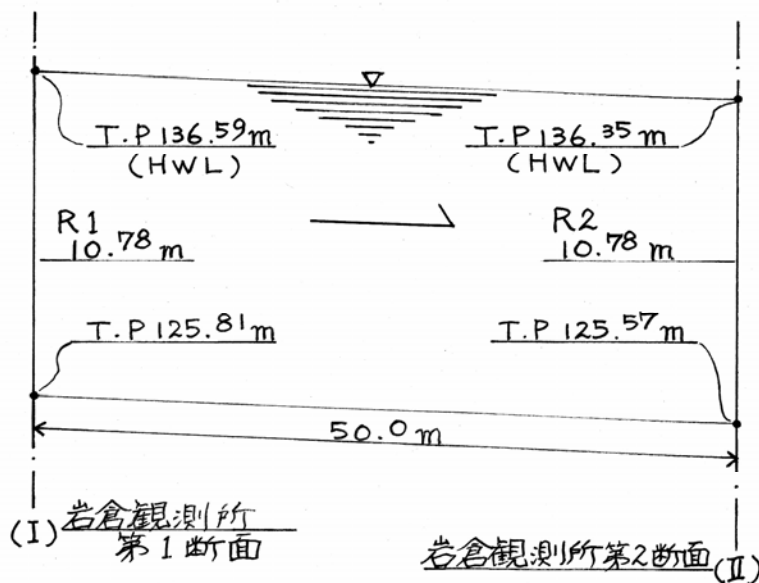
*第2断面の計画高水位については、57.4kHWLと57.2kHWLとの差を区間距離で割り、57.2kから量水標までの距離をかけて得た数値を、57.2kのHWLに足して求めています。

$$(136.59 - 135.85) \div 191.4 * 128.3 = 0.496$$

$$135.85 + 0.496 = 136.346 \approx 136.350$$

第2断面HWL=136.350

図 -3 流体縦断面模式図 (2)



以下に平均流速、流量計算を示す。

潤辺長さは第2断面の横断測量図を方眼紙に展開・分析し、124.5mを得た。
第1断面計画高水位と第2断面計画位の差を洪水流の水面勾配と考えた。

$$\text{動水勾配 } I = (136.59 - 136.35) \div 50.0 = 0.0048$$

$$\text{径深 } R = 907.39 \div 124.5 \doteq 7.29(\text{m}) \quad * \text{注: 小文字分数は指数である} *$$

$$\text{平均流速 } v = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} = (1 \div 0.037) \times 7.29^{2/3} \times 0.0048^{1/2} \doteq 7.04(\text{m/s})$$

$$\text{流量 } Q = 907.39 \times 7.04 \doteq 6,388(\text{m}^3/\text{s})$$

以上の計算は水面勾配が1/208.33となり、これまでの観測実績を見れば十分存在しているが、最も多い水面勾配とは言い難い。1/455を最多の水面勾配として、修正計算を行う。

$$\text{動水勾配 } I = 0.0022 \quad \text{径深 } R = 7.29\text{m}$$

$$\text{平均流速 } v = (1 \div 0.037) \times 7.29^{2/3} \times 0.0022^{1/2} \doteq 4.77(\text{m/s})$$

$$\text{流量 } Q = 907.39 \times 4.77 \doteq 4,328(\text{m}^3/\text{s}) \quad \text{このように岩倉峡流下能力は観測所付近で} 4,300\text{m}^3/\text{s} \text{以上となっている。}$$

$$(6,388 + 4,328) \div 2 = 5,358$$

5,358m³/s位が近畿地整条件に基づく「岩倉峡流下能力〔計画高水位・無害流量〕」と考えられる。〔これは「等流計算」ではあるが、非定常流の洪水における流量計算で、マンニングの公式を使い「最大流量」を求める場合は、水理学上も「近似値」を示すものと認められている。〕

以上のような結果になり、近畿地整が主張する条件を使い計算したところで、彼等が言う「岩倉峡流下能力=3,100m³/s」は全くの虚構であることがはっきりした。3,700m³/sを越える岩倉峡の疎通量は、もともと存在していたとも言えるが、昭和28年以来43年に至る地元の「岩倉峡対策事業」によって、岩倉石工たちの岩石切り出しによって、更に流下能力を拡大していたのである。今では「上野遊水地」さえ不要ではないか！と言える。近畿地整はこれに真摯な回答を寄せなければならない。

